平成２１年（フ）第９９７号
高知市瀬戸西町１丁目174番地、申立時住民票上の住所高知市長浜6557番地23
債務者　濵口　敏宏
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０００号
高知市石立町103番地
債務者　戸田由美子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１００９号
高知市百石町４丁目22番15号
債務者　髙松希久子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４７号
新潟県長岡市浦9772番地
債務者　金子　栄子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
新潟県長岡市高野町266番地
債務者　田中　ミヤ
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
新潟県長岡市中沢３丁目364番地５
債務者　寺本十三雄
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３４３５号
札幌市白石区本通９丁目北４番５―604号
債務者　藤本　勝彦
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４６３号
札幌市北区新川２条２丁目12番12―505号
債務者　河島　孝志
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７２２号
札幌市厚別区厚別南２丁目12番21号　ペアシティ大森Ａ―203
債務者　齊藤　佳美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７５１号
札幌市中央区南８条西７丁目1782番地23　Ｋ・Ｓコート102号
債務者　小倉　　肇
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８１２号
札幌市清田区平岡１条１丁目４番16号　コーポたにつ101号
債務者　畠山由香里
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８３３号
札幌市西区発寒１条３丁目３番１―103号
債務者　河渕　千春
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９０２号
札幌市南区石山２条８丁目１番10号　コーポ石山Ａ101号
債務者　松平　昌章
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９５１号
札幌市北区麻生町１丁目１番20号　創成館１号館２Ｆ８号
債務者　大久保民夫
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９８１号
札幌市東区伏古10条２丁目19番12号　コーポいそべ102
債務者　小野寺マサ子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０７５号
札幌市中央区南８条西４丁目422番地　オリエンタルエミネンス715号
債務者　阿部　政仁
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０９０号
札幌市北区東茨戸２条１丁目54番地61
債務者　金子　　賢
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０９１号
札幌市北区東茨戸２条１丁目54番地61
債務者　金子とし子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部